

(保77) (介27)
平成21年7月28日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会医療保険担当理事
藤原 淳

日本医師会介護保険担当理事
三上 裕司

高額医療・高額介護合算療養費制度のポスターの配付について

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減すべく、平成20年4月1日より高額医療・高額介護合算療養費制度が始まったところであります。

本制度の施行により、毎年8月からその翌年の7月末までの12か月間において、世帯内の同一の医療保険の加入者の方について、医療保険と介護保険の自己負担の合計（入院時の食費負担や差額ベッド代等を除く。）が基準額を超える場合は、その超えた金額が保険者から支給されることとされております。（なお、初年度である平成20年度は4月から制度が開始されたため、計算期間を平成20年4月から平成21年7月までの16か月間とする特例的な取扱いもあります。）

制度開始から1年以上が経過したことに伴い、本年8月以降より本格的に支給申請が行われることとなりますが、制度の不知等による申請漏れを防止する観点から、厚生労働省にて別添のポスターを作成したとのことでありますので、ご参考までに10部送付させていただきます。

なお、本ポスターについては、厚生労働省より国民健康保険団体連合会を通じて7月中に各医療機関に配布される予定となっております。また、厚生労働省ホームページにも掲載され（当面の間は、<http://www.mhlw.go.jp/za/0724/a10/a10.html>にて掲載される予定とされております。）、ダウンロード可能となっていることを申し添えます。

（添付資料）

1. 高額医療・高額介護合算療養費制度について（ポスター 10部）

高額医療・高額介護合算療養費制度 が始まりました。

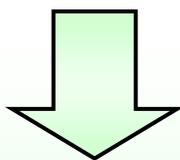
- 世帯内の同一の医療保険の加入者の方について、毎年8月から1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担（※）を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。

※ 入院時の食費負担や差額ベッド代等を含みません。

～ このように負担が軽減されます ～

＜夫婦2人世帯の例＞（ともに75歳・市町村民税非課税）

- 例えば、1年間で、夫が医療保険で30万円、妻が介護保険で30万円を支払った場合（世帯での年間の負担が60万円）



- **これからは**、年間60万円を支払った後、支給の申請をすると、基準額（31万円）を超えた金額 （29万円）をお返しします。

- 基準額は、世帯員の年齢構成や所得区分により異なります。また、初年度（平成20年4月～平成21年7月）については、特例的な取扱いがあります。
- 詳しくは、加入されている医療保険または介護保険の窓口へご相談ください。